

議案第39号

大阪市社会教育委員条例の一部を改正する条例案

大阪市社会教育委員条例（昭和25年大阪市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条中「ついて」を「関し」に改め、同条を第5条とする。

第3条第1項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第2項及び第3項に項番号を付し、同条を第4条とする。

第2条中「30人」を「20人」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者の中から教育委員会が委嘱する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年2月14日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

社会教育法の一部改正に伴い、社会教育委員の委嘱の基準を定めるとともに、社会教育委員の定数を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市社会教育委員条例（抄）

第1条 省 略

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者の中から教育委員会が委嘱する。

第2条 委員の定数は30人以内とする。

第3条 20人

第3条 委員の任期は2年とする。但し、特別の事情があるときは、任期中でも解嘱すること

第4条 ただし

がある。

2-3 省 略

第4条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。

第5条 関し